新型コロナウイルス出席停止早見表

恵那市教育委員会

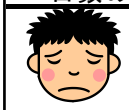
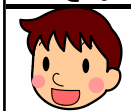
◆法律（学校保健安全法施行規則）では、新型コロナウイルス感染症による出席停止の期間は
「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快後１日経過するまで」と定められています。
◆症状が出た翌日や数日後に検査し陽性と判断された場合でも、症状が出た日を
「発症した日（０日目）」としてください。

発症後(軽快後)の日数の数え方		発症した日 ０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
 Ａさん	無症状	検査日	陽性判定 １日目	陽性判定 ２日目	陽性判定 ３日目	陽性判定 ４日目	陽性判定 ５日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Ｂさん	発症後 １日目に 軽快	有症状	軽快	軽快後 １日目	発症して ３日目	発症して ４日目	発症して ５日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Cさん	発症後 ２日目に 軽快	有症状	有症状	軽快	軽快後 １日目	発症して ４日目	発症して ５日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Dさん	発症後 ３日目に 軽快	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 １日目	発症して ５日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Eさん	発症後 ４日目に 軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 １日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Fさん	発症後 ５日目に 軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 １日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

インフルエンザ・出席停止早見表

恵那市教育委員会

◆法律(学校保健安全法施行規則)ではインフルエンザによる出席停止の期間は
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで」と定められています。

発症後(解熱後)の日数の数え方		発症した日が ０日目	次の日が １日目	その次の日が ２日目	その次の日が ３日目	その次の日が ４日目	その次の日が ５日目	その次の日が ６日目	その次の日が ７日目
 Ａさん	発症後 １日で 解熱	発熱	下がった	下がって １日目	下がって ２日目	発症して ４日目	発症して ５日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Ｂさん	発症後 ２日で 解熱	発熱	発熱	下がった	下がって １日目	下がって ２日目	発症して ５日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Ｃさん	発症後 ３日で 解熱	発熱	発熱	発熱	下がった	下がって １日目	下がって ２日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Ｄさん	発症後 ４日で 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	下がった	下がって １日目	下がって ２日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能